

NEWS LETTER

Japan Association for College Accreditation 財団法人 短期大学基準協会

2010.8 Vol.51

Contents

- 巻頭言 認証評価と各校の発展と
論説 1 第三者評価で得たもの
論説 2 ALOを経験して

巻頭言 認証評価と各校の発展と

財団法人短期大学基準協会 理事
学校法人東京電機大学 監事

工藤智規



7年に1度の機関別認証評価も、まもなく初めての1サイクルを終えようとしています。

当協会は、公私立短期大学の評価機関として平成17年1月に文部科学大臣の認証を受け、同年3月には財団法人となってもおりますが、はるかにさかのぼる平成6年に任意団体として発足し、関係者による協力と連携の下、短期大学の発展のために尽力してきました。

今日のような役割をも展望して当協会を立ち上げられた川並弘昭初代理事長をはじめとする関係の皆さんのご炯眼とご努力には敬服するばかりです。

日本では戦後、文部省で定めた設置基準に従い、大学（四年制大学と短期大学のこと）の設置認可と設置後の水準の維持向上が期されてきましたが、平成3年の大学審議会答申を契機として、いわゆる設置基準の大綱化が図られ、大学自身の見識と自己責任に委ねる方向に大きく転換されました。それに付随して、自己点検・評価、外部評価が、当初は努力目標として、その後は義務として、大学側に課されるようになりました。

さらに小泉内閣に至って、大幅な規制緩和と政策が進められ、“国による事前規制から第三者による事後チェックへ”との掛け声の下、新たに認証評価制度が導入されたのでした。

このように、日本における大学評価の歴史は、諸外国に比べても浅く、また急激なものでした。そのため、評価する方もされる方も、不慣れに起因する戸惑いや行き違いなど、双方に欲求不満が多いという事例が、あちらこちらで見られてきました。

それでもどうにか1サイクルを経て、それぞれにノウハウも蓄積されつつありますので、これからは必要な改善

もなされ、相互の理解と協力の下、より円滑なものになっていくことでしょう。

自己点検や評価は外部（国）から言われて始まったので、受け身で不愉快な気持ちになりがちですが、個人の健康管理に擬えてみれば、わかりやすく、また至極必要なことと理解できるのではないのでしょうか。大学が公教育の担い手として、公の性格をもって存在している以上、その使命の遂行状況を社会的に説明する責任があります。アカウンタビリティとかクレディビリティとも言われますが、大事なことは大学という組織体の健康管理です。個人の場合は、自分で体重や血圧を測ったりすることにより、ある程度健康状態がわかることもありますが、それだけでは独り善がりです。ルールにもなりがちなので、時には人間ドックなどで専門家に診てもらい、自分では気付かないことを指摘してもらうことも必要です。

これがまさに本協会などで行っている認証評価だと言え、おわかりいただけるでしょうか。評価は、受審大学を懲らしめるためのものではなく、むしろ励まし、もっと良くなっていただくためのアドバイス（相当深刻な病状であれば手術を勧めることもあるかも知れませんが）を提供する、というものであり、全体としてそれぞれの大学の発展を願ってのものなのです。

大学は、多感な年齢層の学生たちにとって、出会いと成長の場です。次代を担う彼らを惹き付け、その眼を輝かすことができるかどうか、各大学には、そのための絶えざる工夫と努力が必要とされています。関係各位のご健闘を期待しております。

第三者評価で得たもの

白井 汪 芳 (信州短期大学 学長)

はじめに

信州短期大学は経済社会の高度化、多様化からコンピュータの知識や経営学、会計学などを主体とする分野での人材育成を切望する地元佐久市をはじめ、各界からの要請に応じて、昭和63年4月に、学校法人佐久学園によって、入学定員100人の経営学科を置く短期大学として設立されました。

平成22年現在、創立23周年を迎えておりますが、この間創設時に設置した経営学科の充実を図って経営情報学科に名称変更する一方、地域医療、地域介護の全国的な先進地といわれる佐久地域の要請に対応するために介護福祉及び健康スポーツ専攻を置くライフマネジメント学科の開設など、時代・社会の要請に応じて常に学科編成や教育課程の改善に取り組んできました。そして、第三者評価については、平成21年度の実施を決め、短期大学基準協会のご指導をいただきながら作業を進め、その結果、平成22年3月18日付で短期大学評価基準を満たしているとして適格との認定をいただきました。

1. これまでの自己点検・評価並びに相互評価

◆自己点検・評価

平成9年4月に「信州短期大学自己点検・評価に関する規程」(以下評価規程)を制定し、平成12年に初めて開学以降の短期大学運営、教育並びに研究全般にわたっての自己点検・評価を行い報告書を公表いたしました。

学校教育法改正に基づく、短期大学基準協会の第三者評価が平成17年に始まりましたが、本学でもこれを機に自己点検・評価への取り組みの強化を図ることとし、その第一歩として報告書の作成を毎年行うこととしました。本学の評価規程どおり自己点検・評価報告書を毎年公表することとしたのは、本学の評価活動における大きな前進でありました。時間的な制約もあったため、平成16年度・平成17年度は合冊としましたが平成18年度・平成19年度の各年度は規程どおり進められ、それぞれ学内諸問題の解決、改善に寄与しております。

*お断り：本学の過去の報告書の年度表示は短期大学基準協会のもので1年のずれがあり、「19年度」は協会標記によると「平成20年度」となります。ただし、このたびの自

己点検・評価報告書は協会の標記方法に従い平成21年度とし、従来の本学の標記を括弧で記し、(20年度)としてあります。

◆相互評価

相互評価は平成14年度に高松短期大学との間で実施し、前後6回に及ぶ合同会議や意見交換会を経て合同の報告書を作成し公表しました。この点検・評価結果は、たとえば本学のその後のFD研究会、教育事例発表会、あるいは、学生の授業満足度を図り授業改善への手がかりを得るための授業アンケートの導入、その他多くの改善・改革のきっかけとなりました。

2. 平成21年度 自己点検・評価と報告書の作成

報告書の作成に当たっては、まず学内の取り組み体制の確認、確立が必要でした。本学では評価規程により学長を委員長とし、学内各委員会等の長を委員とする、信州短期大学点検・評価委員会(以下評価委員会)がこれに当たります。仕事の忙しさを考えると、点検の担当者と別組織で実践に当たることにはメリットがありそうですが、本学のような少人数の短期大学としてはこの組織がベストのものと考えられ、結果的にもこの態勢が、課題の理解やスピーディーな改善の実施に役立ったものと受け止めております。

今回の自己点検・評価における最も重要な課題のひとつであるFD活動の強化のために、評価委員会の下にFD委員会を新設しました。この委員会は自己点検・評価に係わる各委員会の横断的な課題にも取り組み、課題の早期解決を図る働きも期待されており、学内の評価活動の定着に大いに貢献しております。

この平成21年度 自己点検・評価は、「全員参加」を合言葉に推進しました。平成19年度の秋に開催された短期大学基準協会によるALO研修会終了後、ALOを中心に全教員・職員参加の研究会を開き、第三者評価の意義や全体の流れ、報告書作成の基本姿勢などについての理解を深めました。報告書の執筆は各委員会の委員長が中心になって当たりましたが、活動の点検、点検結果に基づく改

善作業、評価、報告書の内容の検討などは、それぞれ所属委員会を通じて全教職員のかかわりを求め、実質的に全員参加の体制としました。

本学の検討課題として「建学の精神」の見直しがありました。本学の「建学の精神」はやや長い文章で、教育理念と一体化した形で示されており、一見で訴えかける力が弱く、学生や教職員に明確な言葉で共有されているとはいえない状況にありました。そこで、このたびの第三者評価が目指しているように、「建学の精神」を短期大学のすべての活動の基本として位置付け、学内外に周知を図るべく、学内での共通理解を得ることから始めました。その結果、当初は関心の薄かった学内に建学の精神という言葉が次第に浸透し、各種ガイド等への記載が実現すると同時に、表現の見直し作業も進み、平成19年4月に理事会の議を経て新たな「建学の精神」が決定されました。この見直しについては訪問調査の中で建学の精神の備えるべき普遍性についてのご意見をいただき、また機関別評価結果の総評においても取り上げられ、「建学の精神」、「教育理念」ともに確立しているとの評をいただいております。今後とも短期大学として教育の充実を図る限り「建学の精神」の見直しは続けて行くべき課題であると考えております。

自己点検・評価の作業としてはまず前年度の報告書の読み合わせ、内容検討およびそれに基づく改善状況の評価を行って、平成21年度報告書の骨子を固めました。記述は報告書作成マニュアルに従って行い、資料の確認等を含めて三訂、四訂と稿を改めて検討し、指定期日に評価員の先生方にお届けしました。

3. 訪問調査

訪問調査は10月初旬に4人の評価員によって行われました。自己点検・評価報告書および添付資料に丹念に目を通しておられ、時には厳しく、また時には共通の課題を抱えた仲間として、まさにピアレビューの精神でのご指導をいただきました。平成16年以降、毎年、自己点検・評価報告書を作成しているという“なれ”から生じた自己点検の甘さを反省するとともに、本学の教育活動の中の幾つかを、短期大学という現場でなければ得られない鋭い視点で取りあげ、励ましていただきましたことに敬意を表します。第三者評価は報告書を主資料として行われるものでありましようが、評価員と対象校教職員が一堂に会して同じ目線で語り合える面接調査こそ、この評価の貴重な部分であることを痛感しました。短期大学基準協会関係者、および評価員各位に感謝申し上げます。

4. 第三者評価を受けて

適格の評価をいただいた機関別評価結果の事由の中で(1)特に優れた試みと評価できる事項として、充実した学生生活が送れるようにと私どもが鋭意取り組んでおります担当授業のエントリー制、授業改善、学生支援、社会連携など6つの項目で高い評価をいただいたことは大変な励ましとなりました。一方、(2)向上・充実のための課題としては、建学の精神、教育理念などの各種学校案内冊子への記載、四年制大学設立に伴う事務局の組織整備、防災訓練の定期化および学生確保など6項目を挙げられております。学生数の確保については、このたびの点検評価のすべてが集約される課題であり、評価員の先生方には面接調査の中でも親身のご提言もいただき大変感謝しております。この評価結果を生かすべく現在総力を挙げて取り組んでおります。

なお、(3)早急に改善を要すると判断される事項は幸いにもありませんでした。

評価員による第三者評価という初めての自己点検・評価には、短期大学基準協会によって示された「短期大学の個性を尊重し、短期大学教育の向上・充実に資する評価」という言葉を頼りに取り組みましたが、評価という行為をマイナスイメージではなく、本学改革・改善のための得がたい機会として受けとめることができたことは大きな収穫であります。

しかし、少子化と18歳人口の減少により地方の短期大学は大変厳しい状況におかれています。四年制大学と専門学校との狭間にあって、高等教育機関としての「短期大学」そのものの在り方など根本的な問題を含め、今後、新しい視点に立った自己点検・評価を進めていかねばならないと考えています。

信州短期大学 キャンパスの風景



ALOを経験して

山崎 正幸 (松山東雲短期大学 宗教主事・教授 ALO)

はじめに

2004年11月末、ALO・評価員候補者研究会への出張を終えた時、本学評価員候補者の先生と声を揃えるように、「これで大学の改革を進められますね」と語り合ったことを懐かしく思い起こします。本年3月、短期大学基準協会より第三者評価適格認定を頂戴した今、ALOを任せられた者としての個人的な感想を申し述べさせていただきます。

1. 評価文化の形成

私の立場は、特異なものであるかも知れません。私は長い間、教会の牧師をしていましたが、9年前にキリスト教大学である本学の宗教主事(大学付牧師)に就任したのです。

ALO研究会の席上、「評価文化の形成」というお話を伺って、私の中に鮮烈な体験が甦ってきました。学生時代に参加した臨床牧教会訓練(Clinical Pastoral Training)と呼ばれる医療現場で心のケアに携わる牧師を育てるための訓練での経験です。病室に患者さんを訪ね、会話を記録した逐語録を作成し、自己評価を記載します。それを訓練受講の学生達によるグループに提出し、他の受講者による評価を受け、それを自己評価に組み入れ、自らの課題を正しく認識し、牧師としての資質向上を目指すのです。この訓練で私は、自己評価―他者評価のダイナミックな教育力を初めて経験したのでした。「評価文化の形成」という主張を伺い、両者は通底する教育論をもつものとして迫ってきたのです。そのような真理契機をはらむものであるが故に、私にとって“ALO体験”は実に意義ある日々でした。

2. 自己点検・評価〈運動〉

本学は1998年度以降、自己点検・評価活動を行ってきませんでした。その間、学科組織の改編を中心に改革検討が継続的になされていたのですが、成果は十分に結実したとは言い難い状況でした。「これで大学の改革を進められますね」という言葉には、そのような背景があります。第三者評価による自己点検・評価〈運動〉こそ、全学一体となった改革推進の機会だと受けとめたのです。

最も力を注いだことは、自己点検・評価委員会の構築です。小さな委員会ではなく、全学的な〈運動〉を起こす組織を目指したのです。各々の評価領域を担当する委員の皆

さんが活力あるチームを形成して下さいました。学長、学長補佐にも加わって頂き、迅速な改革に着手することもできました。評価員候補者の先生方には陪席をお願いし、まさにPeer Reviewをして頂くことができたと思います。

すべての活動の基礎になったのは、全学各部署で実施する自己点検・評価シートの作成です。「評価できること」「改革すべき今後の課題」「緊急改善事項」に分けて、点検・評価するものです。このシートを作成し、全学で共有し、改革を実施すること。今後もこのサイクルの積み上げの中で、自己点検・評価〈運動〉は続けられていくことでしょう。

今回、第三者評価を受けて痛感したことは、評価員の方々との対話の重要性です。時間的制約に関しては重々承知しつつも、Peer Reviewにふさわしく活きた対話の時間をより重視して頂きたいです。そのためには、「自己点検・評価報告書」の記述方法に更なる工夫が必要かも知れません。

3. ALOと宗教主事

ALO研究会で、関根秀和先生よりALOの基本姿勢は「傾聴」と「調整」であるとの言葉を頂きました。様々な立場の人々の間を行き巡り調整し、教職員の思いを受けとめ、共に一つの目標に眼差しを向けることが出来るように導くということでしょうか。お話を伺い、それこそ宗教主事の務めではないか、と思った次第です。建学の精神に基づく特色と高い質をもった教育の実践という観点も、宗教主事の任務に深く関係することです。自らの務めについて模索をしていた私にとっては、よい機会が与えられ、微力ながらも私なりに大学に貢献できる時を与えられたと感謝をしています。様々なことに無知である私を支えて下さった本学自己点検・評価委員の皆様にも感謝申し上げます。

おわりに

本学が置かれている状況にはまことに厳しいものがあります。振り返って、この第三者評価があったことが私達にとっては頼もしい激励を頂く時になったと思います。この場を借りて、評価員の皆様、お教え頂いた第三者評価委員会委員の先生方に、心より御礼申し上げます。

基準協会の動き

第三者評価

平成 21 年度

●平成 21 年度第三者評価適格認定証の贈呈式を挙行了しました

本協会では、平成 21 年度第三者評価の結果、本協会の短期大学評価基準を満たしているものとして適格と認定された短期大学（65 校）に対し、平成 22 年 5 月 13 日（木）、福島県・郡山市「郡山ビューホテルアネックス」にて、平成 21 年度第三者評価適格認定証の贈呈式を挙行了しました。

当日は、57 校の理事長、学長及び ALO 等の方々 114 名が出席し、関口修理事長より各評価校の代表者へ適格認定証が手渡されました。式典終了後は、別室にて情報交換会が催され、和やかな懇談ののち終了しました。



（適格認定証を贈呈する関口理事長と評価校代表者）



平成 22 年度

●平成 22 年度第三者評価 評価員研修会を開催しました

本協会では、平成 22 年度の第三者評価を実施するための評価員 331 名を対象に、7 月 8 日（木）・9 日（金）の 2 日間にわたり、東京都・永田町「都市センターホテル」において「平成 22 年度第三者評価 評価員研修会」を開催いたしました。当日は下記の内容の研修を行いました。

平成 22 年度第三者評価 評価員研修会

〈第 1 日目〉7 月 8 日（木）

午前：チーム責任者研修会

「挨拶」	関根 秀和 氏	〔第三者評価委員会委員長〕
「チーム責任者の役割について」	原田 博史 氏	〔第三者評価委員会副委員長〕
「領域別評価票の作成について」	新屋 秀幸	〔(財) 短期大学基準協会事務局長〕

午後：評価員研修会

「挨拶」	関口 修 氏	〔(財) 短期大学基準協会理事長〕
「「認証評価」に関わる動向と短期大学基準協会の評価について」	関根 秀和 氏	〔第三者評価委員会委員長〕
「短期大学設置基準等について」	安部田康弘 氏	〔文部科学省高等教育局大学振興課短期大学係長〕
「平成 21 年度第三者評価の総括について」	原田 博史 氏	〔第三者評価委員会副委員長〕

「評価員の役割について」 大野 博之 氏 〔第三者評価委員会委員〕

「第1回評価チーム打合せ」

〈第2日目〉7月9日（金）

評価員研修会

「領域Ⅰ～Ⅳの評価の考え方について」 川並 弘純 氏 〔第三者評価委員会委員〕

「領域Ⅴ～Ⅶの評価の考え方について」 福井 有 氏 〔第三者評価委員会委員〕

「領域Ⅷ～Ⅸの評価の考え方について」 山内 昭人 氏 〔第三者評価委員会委員〕

「第2回評価チーム打合せ」

「評価に使う様式の取り扱い及び記入方法・その他について」

桜井 一江 〔(財)短期大学基準協会評価研究室研究員〕

「総括質疑・質問票への回答」



（関根秀和第三者評価委員会委員長の講演）



（評価チーム打合せの様子）

平成23年度

●平成23年度第三者評価の申込みを締め切りました

平成23年度第三者評価につきましては、去る4月8日付で評価の申込み案内を全国の公・私立短期大学へ送付し、7月末日に評価の申込みを締め切りました。

平成24年度

●「新評価基準等に関するALO対象説明会」を開催します

本協会では「第三者評価要綱」及び「短期大学評価基準」等を改定し、第2評価期間の平成24年度から適用することといたしました。それに伴い、来る平成22年8月30日、千葉県・松戸市の「聖徳大学川並香順記念講堂」にて、会員校のALOなどを対象に「新評価基準等に関するALO対象説明会」を開催いたします。

組 織

●欠員に伴う評議員が決定しました

去る5月28日の第21回理事会において、欠員に伴う後任の評議員の選考が行われ、次の方が選任されました。

役 職	氏 名	所属機関・職名
評 議 員	高 坂 祐 夫	大阪信愛女学院短期大学・学長

会 員

●会員短期大学の状況

去る7月16日の第4回臨時理事会において、本協会の平成22年会員短期大学数（339校）が報告されました。

事業報告・決算報告

●平成 21 年度事業報告及び決算報告が承認されました

去る 5 月 26 日開催の第 11 回評議員会及び 5 月 28 日開催の第 26 回理事会において、平成 21 年度の事業報告案及び決算報告案が承認されました。本協会のウェブサイト (<http://www.jaca.or.jp>) にも掲載しておりますので、ご参照ください。

平成 21 年度事業報告

概要

財団法人短期大学基準協会は、平成 21 年度の第三者評価を終えて、会員校の約 70% (合計 245 校) が第三者評価を受けたことになりました。

また、平成 20 年度から次期評価周期に向けての第三者評価の要綱及び短期大学評価基準等の見直しを行うため、第三者評価委員会 (以下「評価委員会」という。) の下に評価システム見直しプロジェクト・チームが設置され検討を行ってまいりましたが、平成 21 年 2 月から地域ごとに会員短期大学に対して改定案の骨子を説明してきているところであります。

短期大学にかかわる高等教育の調査研究では、短期大学における主体的改革・改善に資する自己点検方法に関する調査研究として、昨年度に引き続き短期大学の自己点検・評価活動に資する学生調査の開発を行っています。

「地域総合科学科」として適格と認定された学科が完成年度を経た時点で実施される達成度評価については、平成 18 年度に適格と認定された学科と同評価を行いました。

なお、本協会は会員制をとっており、平成 21 年度末現在の会員は 351 校でありました。

平成 21 年度の事業の内容は次のとおりであります。

◇事業内容

1. 認証評価機関としての第三者評価の実施

(1) 平成 21 年度第三者評価の実施

平成 21 年度第三者評価については、平成 20 年 9 月 18 日開催の理事会において 73 校の短期大学について実施することを決定しました。その後、8 校の短期大学から申し込みの取下げがありました。

本協会に登録されている評価員候補者の中から、284 名を平成 21 年度評価員として委嘱した後、1 チーム 4～5 名の評価チームを編成し、評価校が提出した自己点検・評価報告書に基づき、平成 21 年 7 月～10 月の間に書面調査及び訪問調査を行い、評価チームごとに領域別評価票が作成されました。

次いで、評価委員会の下に、3 名の第三者評価委員会分科会委員で構成される 14 の分科会を設けました。各分科会は、評価チームから提出された領域別評価について検討を加え、当該チーム責任者からヒアリングを行った上、機関別評価原案を作成し、評価委員会に提出しました。評価委員会では、各分科会で作成された機関別評価原案について、各分科会主査の報告を受けた後、全体的観点から審議し、機関別評価案を作成し、さらに平成 21 年 12 月 17 日に開催された理事会に機関別評価案の検討を行い、各評価校に内示しました。

評価委員会からの内示に対して、1 校の短期大学から機関別評価案の指摘事項に対する異議申立て書の提出がありました。この異議申立てについては、第三者評価審査委員会 (以下「審査委員会」という。) に諮問しました。審査委員会では、諮問事項について提出された資料を中心に事実誤認の有無及び訂正申立ての適否を審査の結果、異議申立ての事由が妥当であると判断され、必要な修正や削除等を行う旨を理事会に答申しました。理事会は審査委員会の答申を承認しました。

評価委員会から提出された機関別評価案を、審査委員会からの答申とともに、平成 22 年 2 月 18 日開催の理事会及び平成 22 年 3 月 18 日に開催された理事会に諮りました。理事会では、機関別評価案を審査した結果、平成 21 年度の評価校 65 校について、本協会の短期大学評価基準を満たしているものとして、すべて適格と認定しました。さらに、本協会は、すべての評価校に対して教育活動の更なる向上・充実に資するため、機関別評価結果、機関別評価結果の事由のほかに、「特に優れた試みと評価できる事項」、「向上・充実のための課題」及び「領域別評価結果」について、コメントを付しました。

なお、理事会で決定された評価結果は、当該短期大学に通知するとともに「平成 21 年度第三者評価結果報告書」として、本協会のウェブサイト上に掲載し、社会へ公表するとともに刊行物として会員短期大学及び関係機関等へ

配布いたしました。また、平成 21 年度第三者評価において適格認定を受けた短期大学 65 校に対して、平成 22 年 5 月 13 日に適格認定証を贈呈しました。

(2) 評価員、ALO の研修会の企画・実施

本協会の行う評価は、評価する側と評価される側がともに短期大学の質の向上・充実を目指すピアの精神に基づき、大学人の自律性によって、短期大学の質の向上・充実を図ることを目的としていることから、「評価員」と「ALO」がともに重要な役割を担っています。そこで、「平成 21 年度第三者評価 評価員研修会」は、平成 21 年 7 月 9 日・10 日の 2 日間にわたり開催し、284 名の参加を得て、21 年度評価に対する基本方針について共通理解を図るとともに評価の実践に即応した説明を行い、評価員としての能力育成に重点をおいた事業を展開しました。

また、平成 21 年度評価実施校 ALO 対象説明会は、平成 20 年 9 月 17 日に 188 名の ALO や事務担当者の参加を得て、第三者評価の基本的な考え方について共通理解を図り、ALO の役割、第三者評価の留意事項などについて説明をしました。

(3) 平成 22 年度第三者評価の準備

平成 22 年度の第三者評価の申込みは平成 21 年 7 月末締め切りで 84 校の短期大学があり、検討の結果、それらの短期大学を平成 22 年度の評価校に決定し、各短期大学に通知をするとともに評価員候補者のうちから平成 22 年度の評価員 365 名を決定し、委嘱しました。

(4) 要綱、評価基準、各種マニュアル等及び実施体制の定期的な点検・改善

本協会においては、より優れた評価システムの構築に向けて不断の努力を怠らず、改善に努力をすることを宣言しており、平成 21 年度においては、7 月の評価員研修会での要望を受けて「自己点検・評価報告書」の提出後の訂正について制限を加えました。その内容は、自己点検・評価報告書提出後の訂正はできる限り避け、自己点検・評価報告書作成マニュアル 38 ページ 3. (2) の「やむを得ない場合」とは、「自己点検・評価報告書の記述に重大な誤りが見つかった場合」であり、このような場合は事前にチーム責任者の了解が得られた場合のみ、その訂正を認めることとしました。

(5) 次期評価周期のための評価システムの検討

次期評価周期に向けた第三者評価の要綱及び短期大学評価基準等の改定を行うため、評価委員会の下に評価システム見直しプロジェクト・チームが設置され、改定作業が進められておりますが、評価委員会では、改定案の骨子を 12 月 17 日の理事会に説明いたしました。平成 22 年 2 月からは会員短期大学に対して改定案の骨子の説明を行っているところであります。

(6) その他認証評価に係る事業

本協会の第三者評価は数多くの評価員の協力に支えられていますが、その御労苦に多少なりとも応えるため、平成 21 年度第三者評価の評価員 281 名に対して認定証を交付しました。

2. 短期大学が行う自己点検・相互評価活動の促進及び支援

(1) 自己点検・評価活動のための支援

自己点検・相互評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）は自己点検・相互評価活動の支援として、平成 11 年度以来毎年度、会員短期大学間で行われた相互評価の成果を合冊・製本して会員短期大学及び関係機関等に配布しています。平成 21 年度の相互評価実施校は以下のとおりです。

1	香蘭女子短期大学と鈴峯女子短期大学（平成 20 年度実施）
2	西南女学院大学短期大学部と夙川学院短期大学
3	植草学園短期大学とつくば国際短期大学
4	樟蔭東女子短期大学と芦屋女子短期大学
5	大垣女子短期大学と九州造形短期大学

(2) 短期大学間の相互評価の推進

推進委員会では、短期大学間相互評価の相手校選定支援として、平成 19 年度から相互評価実施に関する情報を収集し、希望する会員短期大学に対してそれらのデータを提供しています。

平成 21 年度も、すべての会員短期大学に対して相互評価に関する情報提供への参加意向調査を 4 月に実施しました。その結果 272 校から回答があり、そのうち参加希望校は 104 校（継続 75 校、新規 29 校）でした。6 月には、それら参加校の情報を「相互評価データ」として取りまとめ 104 校へ送付しました。

平成 22 年度も継続して同支援を行う予定です。

3. 地域総合科学科（総称）の適格認定評価・達成度評価

(1) 平成 21 年度適格認定評価の実施

短期大学名	適格認定を受けた学科名 (入学定員)	改組前の学科名 (入学定員)
佐野短期大学	総合キャリア教育学科 (300)	英米語学科 (30) 経営情報科 (50) 社会福祉学科 社会福祉専攻 (30) 介護福祉専攻 (60) 児童福祉専攻 (130) 栄養福祉専攻 (80)

本年度は、佐野短期大学から総合キャリア教育学科の適格認定評価の申請がありました。推進委員会は、平成 20 年度に、円滑な実施のため適格認定評価申請・実施スケジュールを定め、申請締切りを 5 月末としましたが、当該短期大学から正式な申請があったのは平成 21 年 6 月 19 日付であり、申請締切りの 5 月末は過ぎていました。締切り設定の初年度でもあることから、推進委員会では移行措置として当該短期大学の申請を受理することといたしました。

7 月 31 日及び 10 月 9 日に推進委員会で審議が行われた結果、地域総合科学科として必要な要件を十分に満たしているとはいえないものの、短期大学自身の改革・改善を促進する観点から適格とする、という結論に達しました。そのため、推進委員会としては、地域総合科学科の特性を生かすための改善点などを指摘し、達成度評価の時点でそれらの改善状況を確認することとしました。

12 月 17 日、第 23 回理事会において当該学科の適格認定評価報告書の審議が行われ、同案が承認されました。

(2) 平成 21 年度達成度評価の実施

	短期大学名	学科名
1	愛知大学短期大学部	ライフデザイン総合学科
2	専修大学北海道短期大学	みどりの総合科学科
		商経社会総合学科
3	岩国短期大学	キャリアデザイン学科
4	京都光華女子大学短期大学部	ライフデザイン学科
5	敦賀短期大学	地域総合科学科

推進委員会は、地域総合科学科として適格と認定された学科が完成年度を経た時点で達成度評価を実施していません。平成 21 年度は、6 学科（5 短期大学。平成 17 年度開設 1 学科、平成 18 年度開設 5 学科）に対して達成度評価を実施しました。

平成 21 年 6 月 25 日の推進委員会において、教育実績を中心に 6 学科の達成状況などについて審議の結果、6 学科それぞれが一定の成果を達成していることが確認され、達成度評価報告案として取りまとめられました。

9 月 17 日の理事会において、6 学科の達成度評価報告案が承認され、9 月下旬、「地域総合科学科適格認定証」の送付とともに当該短期大学へ通知されました。

(3) 地域総合科学科研究会の開催

推進委員会では、達成度評価において確認された成果及び課題などを踏まえて、地域総合科学科の現状を分析・

検討するとともに、地域総合科学科としての今後の教育研究活動の方向性を探ることを目的として初めて、10月2日（金）に東京・市ヶ谷の「アルカディア市ヶ谷〔私学会館〕」で「地域総合科学科研究会」を開催しました。

地域総合科学科研究会
－地域総合科学科の方向性を探る－

基調講演

「地域総合科学科の現状－アンケート結果分析－」 福井 有（大手前短期大学 学長）

パネルディスカッション

「地域総合科学科の現状と将来への課題」

コーディネーター： 舘 昭（桜美林大学大学院 教授）

パネリスト： 諫山 正（新潟青陵大学短期大学部 学長代行）

坂根康秀（香蘭女子短期大学 学長）

福井 有（大手前短期大学 学長）

4. 短期大学に関わる高等教育の調査研究

短期大学における主体的改革・改善に資する自己点検方法に関する調査研究

① 「日本型コミュニティ・カレッジ開発研究」協力調査研究

調査研究委員会は、九州地区の9短期大学及び高等教育関係者で組織された「短期大学の将来構想に関する研究会」（以下「CC研」という。）と協力して、短期大学の卒業生調査や、卒業生を受け入れた事業所及び進学先の四年制大学などへの調査を実施してきました。平成21年度は、平成20年度の継続として高等学校関係者を対象としたステークホルダー調査の開発研究を行いました。

調査は高等学校の進路指導関係者を対象としたインタビューという形で行われました。インタビューは、CC研メンバーの9短期大学でそれぞれ3～4校を担当し、その調査結果については、現在、『ステークホルダーとしての高校教員調査』（仮題）として取りまとめの作業が進んでいます。

また、10月には同ステークホルダー調査を基にした公開研究会が行われました。この公開研究会は「短期大学コンソーシアム九州」の発足式と合わせて開催されており、CC研は同コンソーシアム研究センターに改称され、その活動が引き継がれることとなっています。

② 短大生調査2009年：「大学生調査研究プログラム」（JCIRP）協力調査研究

短期大学における学習効果測定の開発として平成20年度に開始された「短大生調査」は、平成21年度は平成20年度の結果を踏まえて調査項目を精査し、修正を加えた上で「短大生調査2009年（JJCSS2009）」として実施されました。また平成21年度は、調査票の印刷、配布、回収及び集計後の分析などについての費用は本協会が負担し、調査票データの入力に係る費用を参加短期大学にご負担いただく形で実施しました。

平成21年11月、全会員校に同調査の概要を説明した文書及び調査票の見本を送付し、参加を募ったところ、30校（件数8,850件）の申込みがあり、調査実施を決定しました。12月初旬に調査票を送付し、12月28日を締切りとしましたが、回収数は7,244件、81.9%の回収率でした。調査を実施した各短期大学の集計結果については、3月末にそれぞれに送付しました。

「短大生調査2009年（JJCSS2009）」調査結果は、全体集計結果として取りまとめて会員短期大学などに配布する予定です。平成22年度も平成21年度とほぼ同じスケジュールでの実施を予定しています。

5. 短期大学に関する資料等の刊行及び会報の発刊

(1) 報告書の刊行

上記1－(1)「平成21年度第三者評価結果報告書」、2－(1)「平成21年度短期大学間相互評価報告書」を刊行し、会員校及び関係機関に配布しました。

(2) 会報の発刊

本協会の広報委員会は、年4回会報「ニューズレター」を刊行し、会員校はじめ関係者に本協会の活動等についてお知らせしています。平成21年度は第46号から第49号までを発刊しました。なお、バックナンバーは、本協会のウェブサイトに掲載しています。

(3) 概要の発刊

広報委員会は、本協会の事業内容をまとめたパンフレット「財団法人短期大学基準協会の概要」をリニューアルして作成し、会員短期大学及び関係諸機関へ配布しました。

6. その他目的を達成するために必要な事業

(1) 新公益法人制度改革三法に基づく移行の検討

平成20年12月1日の公益法人制度改革三法の施行により、本協会も平成25年11月30日までに公益財団法人又は一般財団法人に移行しなければ解散したものとみなされるため、平成21年5月28日の理事会において、移行の基本方針の検討や申請のための課題の検討を行うための「新公益法人検討特別委員会」が設置されました。委員会では、早速検討を開始し、9月17日の理事会に検討結果をまとめた次のような第一次報告を行いました。

- ① 公益財団法人又は一般財団法人への移行については、まず一般財団法人に移行し、然るべき時期に公益財団法人の認定申請を検討する方式がよいとの考え方を提案する。
- ② 申請時期については、他の認証評価機関の動向や本協会の第三者評価の業務量も勘案して平成22年度又は平成23年度に認可を受ける方向で申請書類の作成を行う。
- ③ 定款変更の回数については、日短協の役員の任期と一致させることや申請時の定款変更在先立って機関設計を中心に定款の変更を行う2段階方式を採用する。
- ④ 移行後の役員等の陣容については、理事会及び評議員会の人員を現行より縮小した機関設計を検討する。

(2) ウェブサイトの整備充実

インターネット環境の整備及び本協会ウェブサイトの充実のため、平成21年5月から22年3月までの間に7回にわたってウェブサイトの更新を行いました。

(3) その他

① 理事長及び副理事長の選出

本協会の役員が新たに就任したので、寄附行為の規定に基づき、4月及び5月の理事会において、理事長及び副理事長の選出が行われ、次のとおり決まりました。

役職	氏名	所属機関・職名
理事長	関口 修	郡山女子大学短期大学部 理事長
副理事長	末岡 熙章	名古屋経済大学短期大学部 理事長・学長
副理事長	関根 秀和	大阪女学院短期大学 理事長・学長

② 大韓民国のKCCE調査団が訪問

8月21日に、大韓民国から韓国専門大学教育協議会(KCCE)の方々5名が本協会の第三者評価の実情を調査に本協会事務局を訪問されました。当日は、本協会から関口修理事長、大野博之第三者評価委員会委員、事務局局長及び評価研究室研究員(2名)が対応にあたり、本協会の概要、評価システムなどについて説明を行いました。

③ 川並前理事長へ感謝状贈呈

10月16日に開催された日本私立短期大学協会の秋季定期総会における本協会の事業活動報告の際、永年本協会の発展に貢献された川並弘昭前理事長へ名誉理事長の称号及び感謝状を贈呈いたしました。

④ 事務局会議室の改修工事

経費削減の一環として、事務局の会議室拡張工事を行い、理事会や第三者評価委員会などの会議が事務局内で開催できるようになりました。

⑤ 機関別認証評価に関する連絡会

本協会では、認証評価事業を実施している独立行政法人大学評価・学位授与機構、財団法人大学基準協会、財団法人日本高等教育評価機構の3機関と定期的(年4回)に「機関別認証評価制度に関する連絡会」を開催して、評価事業の現状報告、今後の予定、当面する諸問題などについて情報交換を行いました。

貸借対照表総括表

平成22年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	一般会計	適格特別会計	内部取引消去	合 計
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	66,432,429	0	0	66,432,429
前払金	734,580	0	0	734,580
流動資産合計	67,167,009	0	0	67,167,009
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
基本財産引当資産	100,000,000	0	0	100,000,000
基本財産合計	100,000,000	0	0	100,000,000
(2) 特定資産				
退職給付引当資産	22,055,040	0	0	22,055,040
減価償却引当資産	1,580,042	0	0	1,580,042
評価事業引当資産	137,246,282	0	0	137,246,282
特定資産合計	160,881,364	0	0	160,881,364
(3) その他固定資産				
建物附属設備	898,282	0	0	898,282
什器備品	632,808	0	0	632,808
保証金	8,096,000	0	0	8,096,000
その他固定資産合計	9,627,090	0	0	9,627,090
固定資産合計	270,508,454	0	0	270,508,454
資産合計	337,675,463	0	0	337,675,463
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	32,408,424	0	0	32,408,424
預り金	466,788	0	0	466,788
流動負債合計	32,875,212	0	0	32,875,212
2. 固定負債				
退職給付引当金	22,055,040	0	0	22,055,040
固定負債合計	22,055,040	0	0	22,055,040
負債合計	54,930,252	0	0	54,930,252
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	100,000,000	0	0	100,000,000
指定正味財産合計	100,000,000	0	0	100,000,000
(うち基本財産への充当額)	(100,000,000)	0	0	(100,000,000)
2. 一般正味財産				
(うち特定資産への充当額)	(138,826,324)	0	0	(138,826,324)
正味財産合計	282,745,211	0	0	282,745,211
負債及び正味財産合計	337,675,463	0	0	337,675,463

正味財産増減計算書総括表

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(単位:円)

科 目	一般会計	適格認定特別会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	[450,000]	[0]	[0]	[450,000]
基本財産受取利息	450,000	0	0	450,000
特定資産運用益	[126,651]	[0]	[0]	[126,651]
特定資産受取利息	126,651	0	0	126,651
受取会費	[95,624,500]	[0]	[0]	[95,624,500]
受取会費	95,624,500	0	0	95,624,500
事業収益	[69,500,000]	[200,000]	[0]	[69,700,000]
第三者評価事業収益	69,500,000	0	0	69,500,000
適格認定事業収益	0	200,000	0	200,000
雑収益	[1,068,145]	[0]	[0]	[1,068,145]
受取利息	6,952	0	0	6,952
雑収益	1,061,193	0	0	1,061,193
他会計からの繰入額	[0]	[1,552,279]	[△ 1,552,279]	[0]
適格認定一般会計繰入額	0	1,552,279	△ 1,552,279	0
経常収益計	166,769,296	1,752,279	△ 1,552,279	166,969,296
(2) 経常費用				
事業費	[134,036,552]	[1,752,279]	[0]	[135,788,831]
人件費	68,461,903	0	0	68,461,903
第三者評価費	41,383,008	0	0	41,383,008
自己点検・相互評価費	1,080,768	0	0	1,080,768
適格認定費	0	1,752,279	0	1,752,279
調査研究費	3,937,858	0	0	3,937,858
広報啓発活動費	4,229,847	0	0	4,229,847
事業諸経費	14,943,168	0	0	14,943,168
管理費	[40,254,887]	[0]	[0]	[40,254,887]
人件費	22,489,506	0	0	22,489,506
理事会・評議員会費	2,324,403	0	0	2,324,403
事務費	15,440,978	0	0	15,440,978
他会計への繰出額	[1,552,279]	[0]	[△ 1,552,279]	[0]
適格認定特別会計繰出額	1,552,279	0	△ 1,552,279	0
経常費用計	175,843,718	1,752,279	△ 1,552,279	176,043,718
当期経常増減額	△ 9,074,422	0	0	△ 9,074,422
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 9,074,422	0	0	△ 9,074,422
一般正味財産期首残高	191,819,633	0	0	191,819,633
一般正味財産期末残高	182,745,211	0	0	182,745,211
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	0	0	100,000,000
指定正味財産期末残高	100,000,000	0	0	100,000,000
III 正味財産期末残高	282,745,211	0	0	282,745,211

財産目録

平成22年 3月31日現在

一般会計

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	66,432,429		
現金手元有高	227,388		
預金	66,205,041		
りそな銀行 市ヶ谷支店(普通)	45,988,978		
三井住友銀行 千代田営業部(普通)	56,694		
三井住友銀行 飯田橋支店(普通)	159,369		
りそな銀行 市ヶ谷支店(定期)	20,000,000		
前払金	734,580		
流動資産合計		67,167,009	
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当資産	100,000,000		
みずほ信託銀行 本店(定期)	100,000,000		
基本財産合計	100,000,000		
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	22,055,040		
りそな銀行 市ヶ谷支店(定期)	22,055,040		
減価償却引当資産	1,580,042		
りそな銀行 市ヶ谷支店(定期)	1,580,042		
評価事業引当資産	137,246,282		
りそな銀行 市ヶ谷支店(定期)	137,246,282		
特定資産合計	160,881,364		
(3) その他固定資産			
建物付属設備	898,282		
什器備品	632,808		
保証金	8,096,000		
その他固定資産合計	9,627,090		
固定資産合計		270,508,454	
資産合計			337,675,463
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	32,408,424		
預り金	466,788		
流動負債合計		32,875,212	
2. 固定負債			
退職給付引当金	22,055,040		
固定負債合計		22,055,040	
負債合計			54,930,252
正味財産			282,745,211

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 公益法人会計基準の適用について
「公益法人会計基準」(平成16年10月14日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)を適用し、財務諸表を作成している。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
建物付属設備及び什器備品・・・定率法によっている。
保証金・・・事務所保証金のうち建物賃貸借契約書により将来返還されない金額の償却については、定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
退職給付引当金・・・期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上している。
- (4) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産引当資産	100,000,000	0	0	100,000,000
小 計	100,000,000	0	0	100,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	43,896,970	4,918,327	26,760,257	22,055,040
減価償却引当資産	1,414,719	165,323	0	1,580,042
評価事業引当資産	148,746,282	0	11,500,000	137,246,282
小 計	194,057,971	5,083,650	38,260,257	160,881,364
合 計	294,057,971	5,083,650	38,260,257	260,881,364

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
基本財産引当資産	100,000,000	(100,000,000)	(0)	—
小 計	100,000,000	(100,000,000)	(0)	—
特定資産				
退職給付引当資産	22,055,040	—	(0)	(22,055,040)
減価償却引当資産	1,580,042	(0)	(1,580,042)	—
評価事業引当資産	137,246,282	(0)	(137,246,282)	—
小 計	160,881,364	(0)	(138,826,324)	(22,055,040)
合 計	260,881,364	(100,000,000)	(138,826,324)	(22,055,040)

4. 担保に供している資産

担保に供している資産はない。

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物付属設備	924,000	25,718	898,282
什器備品	2,187,132	1,554,324	632,808
保証金<注>	8,800,000	704,000	8,096,000
合 計	11,911,132	2,284,042	9,627,090

<注> 保証金(事務所賃貸借契約に係るもの)は本来の減価償却資産ではないが、取得価額のうち880,000円については、建物賃貸借契約書において将来返還されない旨の定めがあるため、定額法(償却期間5年)による償却を実施している。

6. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高はない。

7. 保証債務等の偶発債務

保証債務等の偶発債務はない。

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券は保有していない。

9. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の交付はない。

10. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額はない。

11. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引はない。

12. 重要な後発事象

重要な後発事象はない。

13. その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。

収支計算書総括表

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(単位:円)

科 目	一般会計	適格認定特別会計	内部取引消去	合 計
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	[450,000]	[0]	[0]	[450,000]
基本財産利息収入	450,000	0	0	450,000
特定資産運用収入	[126,651]	[0]	[0]	[126,651]
特定資産利息収入	126,651	0	0	126,651
会費収入	[95,624,500]	[0]	[0]	[95,624,500]
会費収入	95,624,500	0	0	95,624,500
事業収入	[69,500,000]	[200,000]	[0]	[69,700,000]
第三者評価事業収入	69,500,000	0	0	69,500,000
適格認定事業収入	0	200,000	0	200,000
雑収入	[1,068,145]	[0]	[0]	[1,068,145]
受取利息収入	6,952	0	0	6,952
雑収入	1,061,193	0	0	1,061,193
他会計からの繰入金収入	[0]	[1,552,279]	[△ 1,552,279]	[0]
適格認定一般会計繰入金収入	0	1,552,279	△ 1,552,279	0
事業活動収入計	166,769,296	1,752,279	△ 1,552,279	166,969,296
2. 事業活動支出				
事業費支出	[156,054,380]	[1,752,279]	[0]	[157,806,659]
人件費支出	90,650,393	0	0	90,650,393
第三者評価費支出	41,383,008	0	0	41,383,008
自己点検・相互評価費支出	1,080,768	0	0	1,080,768
適格認定費支出	0	1,752,279	0	1,752,279
調査研究費支出	3,937,858	0	0	3,937,858
広報啓発活動費支出	4,229,847	0	0	4,229,847
事業諸経費支出	14,772,506	0	0	14,772,506
管理費支出	[39,737,666]	[0]	[0]	[39,737,666]
人件費支出	22,142,946	0	0	22,142,946
理事会・評議員会費支出	2,324,403	0	0	2,324,403
事務費支出	15,270,317	0	0	15,270,317
他会計への繰入金支出	[1,552,279]	[0]	[△ 1,552,279]	[0]
適格認定特別会計繰入金支出	1,552,279	0	△ 1,552,279	0
事業活動支出計	197,344,325	1,752,279	△ 1,552,279	197,544,325
事業活動収支差額	△ 30,575,029	0	0	△ 30,575,029
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定資産取崩収入	[38,260,257]	[0]	[0]	[38,260,257]
退職給付引当資産取崩収入	26,760,257	0	0	26,760,257
評価事業引当資産取崩収入	11,500,000	0	0	11,500,000
投資活動収入計	38,260,257	0	0	38,260,257
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	[5,083,650]	[0]	[0]	[5,083,650]
退職給付引当資産取得支出	4,918,327	0	0	4,918,327
減価償却引当資産取得支出	165,323	0	0	165,323
固定資産取得支出	[1,359,928]	[0]	[0]	[1,359,928]
什器備品購入支出	1,359,928	0	0	1,359,928
投資活動支出計	6,443,578	0	0	6,443,578
投資活動収支差額	31,816,679	0	0	31,816,679
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	0
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0
IV 予備費支出	[-]	[-]	[-]	[-]
当期収支差額	1,241,650	0	0	1,241,650
前期繰越収支差額	33,050,147	0	0	33,050,147
次期繰越収支差額	34,291,797	0	0	34,291,797

収支計算書に対する注記

1. 収支計算書の作成方法について

「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に示された様式により収支計算書を作成している。

2. 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収会費、未収金・未払金、前払金・前受金、立替金・預り金及び短期借入金を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記3に記載するとおりである。

3. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(1) 一般会計 (単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	41,424,999	66,432,429
未収金	0	0
前払金	717,820	734,580
合計	42,142,819	67,167,009
未払金	8,638,316	32,408,424
預り金	454,356	466,788
合計	9,092,672	32,875,212
次期繰越収支差額	33,050,147	34,291,797

(2) 適格認定特別会計 (単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	0	0
未収金	0	0
前払金	0	0
合計	0	0
未払金	0	0
預り金	0	0
合計	0	0
次期繰越収支差額	0	0

編集後記

猛暑、豪雨、遭難など、夏の話題が例年より多いほかに、幼児の放置などの人的事故も多く感じられます。事件が多いのは地球の温暖化のせいとも言われ、また新時代の生活環境の影響とも言われます。その中で、本教会は第1周期の第三者評価の最終段階を迎え、猛暑の中で本年度の第三者評価に300人を超える評価員が書面調査をしており、評価校では訪問調査の準備中です。平成24年度から適用される新基準が決まり、その説明会は全会員校のALOなどを対象にして8月30日に開催されます。関係の皆さまにはご健康にご留意のうえ、それぞれのご準備をお進めくださるようお願いいたします。

(PHM)

編集・発行

財団法人 短期大学基準協会 広報委員会

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-11 第2星光ビル6階

Tel. 03-3261-3594 Fax. 03-3261-8954

E-mail: jimukyoku@jaca.or.jp

URL: //www.jaca.or.jp/